

## 【松川キヌヨ議員】

私は、無所属の会の松川キヌヨです。

通告に従い質問いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。皆様大変お疲れだと思いますし、私の質問は、今、5項目を掲げられているのですが、4つがもう重複しております。しかしながら、私の考え方もございますので、どうぞお聞きいただければありがたいです。よろしくお願いいたします。

まず、第1の質問といたしまして、二巡目国体に向けた県政の対応について何点が質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本年に入りまして、二巡目国体に対して議会のたびに多くの質問が出ております。そして、質問の内容も重なる部分があると思います。どうぞよろしくお願いいたします。

本年度行われました第57回国民体育大会で、開催地の高知県は総合順位10位にとどまり、新潟国体以来38年間続いた開催県による天皇杯（男女総合優勝）獲得の歴史にピリオドが打たれましたが、厳しい自治体財政の中で、橋本大二郎知事が推進した、無理な選手強化や過大な施設整備をしない、身の丈に合った国体は、平成21年に新潟国体は行われますが、これに対して今後どのような考えでいられるのか、先般、知事会見もございましたが、もう一度お聞きしたいと思ひまして質問させていただきます。

第1といたしまして、国体を開催するに当たっては、多くの競技施設が必要となってまいります、その施設整備に向けた県の基本的なお考えをお聞かせください。

高知国体開会式は約2万5,000人と報道されましたが、閉会式は約1,500人であり、天皇杯は東京に渡されました。そして、国体の施設整備については地方の実情に合った整備を中心として、中央の競技団体の基準を押しつけるのではなく、スポーツにも地方分権は必要だと話されておられました。

戦後間もない1946年から始まった国体は、各都道府県持ち回り開催で、地域の活性化を掲げ、各地の道路、施設などのインフラ整備を促してまいりましたが、最近では過大な投資は開催自治体の重い負担となっております。2001年の宮城国体では、施設整備には1,220億円、高知国体では583億円がかかっております。そして、運営費は高知では160億円もかかっております。

しかし、時代の流れを受けとめて、国体の簡素化と活性化を図っていききたいという考えも出ております。そして、このような高知の考え方ややり方に対して、新しい流れを感ずるとも言われております。その1つとして、新潟国体の競技施設建設の中で、長岡では水泳が行われるようですが、県立屋内総合プール建設に関してはPFI方式導入とのことで、県では11月29日にPFI評価委員会が設置され、費用対効果を考えた中で検討が進められております。

しかし、国体終了後も地域が利用できますものを十分考えていただきたい、そのように思っております。

そこで、第2の質問としまして、本年ワールドカップサッカーの会場となった新潟スタジアムを現在第1種陸上競技場に改修中ですが、国体開催時における具体的な利用計画がありましたら、お聞かせください。

あのワールドカップのにぎわい、そしてまた感動を忘れられません。高知国体開会式においては、2万5,000人の入場があり、新潟のスタジアムでは約4万人が入れるということですので、入場者も十分受け入れられると思います。

また、開会式当日のホテルなどの対応ですが、高知ではホテルシップの利用などで約3,000人の泊まりがあったとも聞いております。これも仮設の宿泊施設をつくったならば、大きな費用がかかると思うのです。

それでは、第3の質問です。38年間続いた国体開催地の天皇杯獲得が高知県で途切れましたが、二巡目国体において、本県では天皇杯を目指されるのですか。知事のお考えをもう一度お聞かせください。

と申し上げますのは、先般、知事会見におきまして、現在の社会情勢から知事は判断されたか、また高知国体で早い時点で橋本知事が開発志向、天皇杯至上主義に大変疑問を呈しておられたのを踏まえられたのか、平山知事の御発言が相当トーンダウンされておりましたことで、県のスポーツ関係者の間において、国体に向けて総力を挙げて頑張っておられましたその意気込みが見えなくなってきました。

学校週5日制になり、クラブ活動の時間、特にスポーツ関係のクラブの活動時間が減少してきております。県民総力を挙げて国体に向かう若い力が欠けているのではないかと心配する向きもあります。知事の力強いお言葉を期待しております。

第4の質問として、そこで二巡目国体の本県開催まで7年足らずになってまいりましたが、高知国体

の結果を踏まえて、今後どのような競技力向上対策を進めていくのかをお聞きいたします。

選手の強化費として、12年の富山国体は37億円、宮城国体では約32億円、高知国体では26億円が投入されました。主催県は何年もかけて選手を育成し、国体を迎えるために大きな負担をしたわけですが、総合優勝のために他県から選手の移動をしてまで力の結集を図ったということは、そもそも第1回目の新潟国体から始まったようでございます。

私は、中央の競技団体の基準を押しつけるということは、新潟県が近年の国民体育大会の成績を見ると、30番台になってきているのに対して、大変な無理を生じることにもなるのではないかとということに危惧を持っております。

国民体育大会が順番にめぐってくるならば、そのチャンスに、スポーツを中心とした地域とそれにつながった生涯学習の活性化を考え、重荷としないということが大切なのではないかなと思っております。

しかしながら、二巡目国体を目指し、このチャンスに県民総力を挙げて今の子どもたちに対して、勝つことへの執念や選手強化、指導者養成、それらを県民力で、県体育協会の組織体制の面から各競技団体に県としての強力な方向を示し、競技力向上への英知を結集するべきと思っております。

また、選手強化に対して、国体開催基本計画を本年度中に作成することですが、県内の選手育成のために知事からの強力なバックアップを期待するものであります。知事のお考えをどうぞお聞かせください。

それでは、次に支援費制度についてお尋ねします。これは、ただいま青木議員からの質問で重複すると思いますが、またどうぞよろしく申し上げます。

障害のある人が生き生きと生活できる社会を目指す、ノーマライゼーションの理念の普及・定着の中で、生活支援という面だけでなく、自立と社会参加を促進するために設けられた制度と思いますが、先般、9月定例会の委員会に私は質問させていただきましたが、12月当初においても支給申請について周知されていないことから、ここでまた質問させていただきます。

まず、第1の質問として、来年4月より障害福祉サービスの支援費制度が開始されるようですが、支援費制度はこれまでの措置とどのような違いがあるのでしょうか、お尋ねいたします。このことにより、今までよりサービスの量及び質が低下するようなことにはなっていないと思いますが、支給申請が少ないということは、どこに利用者の抵抗感があるのでしょうか。

第2の質問としまして、来年4月からの制度開始に向けて、県はどのようにして市町村に対して制度の周知徹底を図っておられるのでしょうか。もちろん市町村担当者説明会を開催して、個別に障害者に対して支援費の支給申請を勧奨するように依頼されているとは思いますが、措置から契約になることに対して、利用者の負担が多くなるのではないかとということをご心配されていることも聞いておりますが、どうぞ御見解をお聞かせください。

3番目としまして、この支援費制度では障害者みずからがサービスの選択をすることになると聞いておりますが、どのような仕組みで障害者の選択を支えるのでしょうか。とても心配なことは、現在施設に入園している障害者の方についてはどのようにすればよいのでしょうか。措置委託を受けている施設は、すべて指定を受けたものとみなされているのでしょうか。

また、委託サービス事業者から申請状況は少ないように思いますが、今後の利用者からの需要に応じられるのでしょうか、お聞きいたします。

4番目の質問として、支援費制度では施設などの福祉サービスについても障害者が事業者と契約する方式は変わるとお聞きしておりますが、障害の重い人たちが施設サービスから敬遠されるようなことはないのでしょうか、お尋ねいたします。

また、利用者は契約により、行政が直接かかわっていただけぬ大きな不安を抱いており、断られるのではないかと、正当な理由がないということは何なのかと心配しております。家族で在宅ではとても支えられぬと、心配の毎日を送っておられます。そのためにも利用者のための相談窓口の充実をどうぞよろしくお願いいたします。

第3番目の質問に入ります。固定資産税の評価替えに伴う影響についてを質問いたします。昨日、塚野議員の質問と重複すると思いますが、どうぞよろしくお聞きいたします。

11月20日の新聞紙上において、2003年度における基準宅地の評価額が出ておりましたが、長岡の大手通りにおきましては、評価額が43万4,000円と、47.5%の下落で、最も大きく挙げられておりました。私も地元到店舗もありますことから、町内会に関係しておりますと、いつも中心商店街の空洞化が原因でとても店を継続経営していくことができなくなったということで、何とか固定資産税の減免をしていただけぬものかと毎年のように申し入れされました。

昭和58年当時、1坪780万円で買い入れたものが現在260万円であり、評価額はまた143万円にもなっております。これらの近くでの売却価格は1坪50万円ですので、価格があってないような状態が

現在でございます。そこで、この評価替えが行われたことで、確かに固定資産税の評価替えになりましたが、市町村の税収入には大きな影響を生じると思います。

そこで、第1の質問といたしまして、固定資産税は県内での市町村において重要な財源となっておりますが、平成15年度の固定資産税の評価替えにより、大幅減収になると報道されております。市町村財政に大きな影響を与えることになると思いますが、固定資産税が県内の市町村税全体に占める割合はどのくらいなのでしょう。

また、来年度、具体的にどのくらいの減収が見込まれるのでしょうか。このことにより、どのような影響が出るとお考えになっておられますか、お尋ねいたします。

しかし、毎年、評価額に修正を加えてきたため、また、家屋はデフレで資材費などの建設費が下落し評価額も下がってきていたので、大きな変化はないとは思いますが、市町村の減収は大変厳しい結果になり、来年度の予算にも影響があるのではないのでしょうか。

第2の質問としまして、固定資産税の減収により、市町村財政は来年度以降はますます厳しくなることが予想され、各市町村では一層の歳出の抑制、また税財源の確保が課題になると思いますが、このような状況を踏まえ、地方交付税改革で減少分の財源保障の先行きが不透明になって、自主財源である固定資産税の3%ダウンが及ぼす影響は大変大きいと思いますが、来年度の予算編成で県としてはどのような対応を行う予定ですか。

また、交付税特会借入金金利も上昇しているようで、地方財政そのものに市場が不安感を持っている証拠であると思います。したがって、来年の固定資産税の評価替えに伴う市町村財政への影響は、二重の意味で大きいと思いますので、どうぞ知事の御見解をお聞かせください。

それでは、第4番目の大きい問題に移ります。消費者生活相談について質問いたします。これだけがバッティングしませんでした。

なぜ消費生活問題を質問するかと申しますと、新潟県がとても相談件数が多いということから、質問をさせていただきます。

全国消費者団体連絡会が先月発表いたしました消費者行政チェックポイント調査によりますと、自治体の消費者行政が全国的に後退をしている原因として、消費者運動が功を奏した面もありますが、新潟県においてはどうしたことが、毎年増加し、13年度上半期の相談件数851件に対して、14年度、上半期は1,992件と、2倍以上にもなっているのです。その上、介護保険も障害者支援費制度においても、措置から契約に変更されてきている現状から、いずれ消費者問題としてもかかわってくるのではないかと推測しております。

まず、第1の質問としまして、消費生活における相談件数は毎年増加し、特に今年度上半期では前年度の2倍以上の件数になっているが、最近における相談はどのような特徴があるのか、特に若年層の20代、30代の割合が50%にもなっていると思いますが、これらをどのようにとらえておられるのでしょうか。

第2の質問としまして、私は平成11年12月にもこの問題について質問いたしました。新潟県においては、消費者行政の予算では全国第3位ですが、人口1人当たりの予算としましては、23円であり、全国平均は60円になっております。

そこで、相談件数の増加の状況に対応して、県は消費者センターの充実強化を行うなど、どのように消費者対策を進めていくのか、お考えをお聞かせください。新潟県の状況が他県とは違い、特別だからこそ質問しておりますので、行政担当当局としましては真剣にひとつ考えていただきたいと思っております。

第5番といたしまして、DV問題についてお尋ねいたします。昨日、長部議員が質問されましたので、重複しないようにいたします。

第1の問題としまして、DV防止法が施行され1年経過し、新聞報道によれば、1年間で359件の相談があり、このうち17人が暴行や傷害で逮捕され、接近禁止など裁判所の保護命令も25件に上ったとされておりますが、このようなDVに対する県警の対応はどのように行われているのですか、お伺いいたします。

県警でもDV防止法の施行で、夫婦の暴力も犯罪という意識が根づいたようだと言われておりましたが、実態はもっと悲惨で厳しいものがあります。

第2の質問としまして、相談件数の増加や、特に女性からの相談が多いことなどを踏まえて、窓口相談に適切に対応できる女性を中心とした人員配置や相談に携わる職員に対する教育の徹底などを検討すべきと考えておりますが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

私たちDVの相談は女性相談所よりも、まず身の安全のために警察に駆け込みます。相談に行くと同時に、何かと警察がかたくて暗くて怖い感じがします。そのとき、たまたま対応してくれた婦警さんの優しさがありがたかったと話された人がおりました。

昨日のお答えの中にも相談者の人材不足とお話でしたが、どうぞ一步でも前進しますよう、部長さんの英断を期待するものであります。

これで私の質問は終了いたします。明確なお答えをよろしくお願ひいたします。

## 【平山征夫知事】

松川議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、二巡目国体における天皇杯獲得についての私の考えということですが、二巡目国体における本県選手が優秀な成績をおさめることは、県民の意識の高揚が図られますし、国体を大いに盛り上げることにまいりますし、それとともに一番大事な本県の競技力の水準の向上をさせる絶好の機会であります。その意味で、天皇杯獲得を目標として、新潟らしいやり方で最大限努力したいというのが今の考えであります。

本県の国体の成績は、高知県での成績が示すように依然として低迷し、大変厳しい状況でございますけれども、私としては一時的な成績の向上のために他県の優秀選手の力をかりるというような手法はとらず、自前の手づくりの選手を計画的、そして段階的に育成・強化しながら競技力を高めていくという地道なやり方で成績を上げていくことが大切であるというふうに考えております。

また、このような取り組みを通じて、二巡目国体以降も競技水準のレベルが高く維持される、長い期間維持される、そうした基盤づくりも当然図るべきだというふうに考えている次第でございます。

また、高知国体の成績の結果を踏まえた今後の競技力の向上対策ということですが、今回の団体の総合成績は、本番に向けて中長期的な計画で強化策を講じ始めているにもかかわらず、昨年の30位からさらに順位を下げた、34位という結果に終わっている。しかも、中身を見ますと、団体競技は極めて不振であったということから、大変厳しく受けとめており、一言で言えばざんきにたえないという言葉が出ています。

この結果につきましては、競技力以前の問題であるというふうに関係者はとらえており、競技団体をさまざまな角度から早急に分析・検証して、その上で強化策の抜本的な見直しを図る必要があるというふうに認識し、今、議論を始めたところであります。

このため、競技団体ごとの実情とか課題についての実態調査を実施し、これに基づいて組織体制・強化体制の再構築を図ろう、あるいは団体に対する意識づけを行おう等々が提案されていまして、次に競技団体ごとの連携を図りながら強化戦略等の立案や実効性のある強化計画づくりに改めて着手し、この計画のもと競技力の向上対策を講じることとしているところでございます。

いずれにいたしましても、二巡目国体まで7年足らずという状況の中で、県民の皆さんの御理解を得ながら、総合優勝を目標にして、県、県体育協会、競技団体等が一丸となって取り組むことは極めて重要であるというふうに考えております。

次に、支援費制度についてお答えしたいと思います。

まず、支援費制度と措置制度の違いということですが、措置制度では行政サイドがサービスの利用者を特定してサービス内容を決定しておりましたが、支援費制度では現行のサービス水準を維持する中で、障害者の申請に基づいて、行政が障害者に支援費の支給を決定し、障害者は自由に事業者を選択していく、そして事業者との対等な関係に基づいて契約することによって、サービスを受けるという仕組みになるわけでありまして、

このことで、障害者にとっては自己決定を尊重した利用者本位のサービスが提供されるということ、一方で、事業者はサービスの提供の主体として利用者の選択に十分こたえることができるよう、サービスの質の向上を図っていくことが求められることなどが措置制度との違いであるというふうに考えております。

また、市町村に対する制度の周知・徹底ということですが、支援費制度の実施に関して、国から示されました事務大要や事務処理要領等につきまして、昨年9月以降、5回にわたって市町村担当課長に対する説明会を開催いたしまして制度の周知・徹底を図るとともに、県下5カ所の更生相談所単位で、主に障害程度の区分認定の手續を中心に市町村の職員を対象に研修会を実施してきております。

また、施行を目前にいたしました本年10月下旬以降は、これまで寄せられました制度に関する疑問点、あるいは市町村個別の課題を解決するために、主に健康福祉事務所単位で順次、市町村担当者説明会を開催をしているところでございまして、支援費制度の円滑な施行に向けて万全を期してまいりたいというふうに思います。



次に、障害者の選択を支える仕組みということですが、市町村は援護の実施者として常に障害者の実情を把握しながら、障害者及びその家族への相談支援、サービス提供事業者等に関する情報提供、事業者へのあっせん・調整を実施するという役割を担っております。

また、県の役割としては相談支援に携わる市町村職員に対する研修の実施などを通じて、市町村を支援していくこととされているわけであります。

県としましては、県、市町村、事業者が相互に連携を図りながら、利用者本位のサービスの提供が図られますよう努力してまいりたいと考えております。

次に、障害の重い人たちが施設サービスから敬遠されるのではないかと御懸念でありますけれども、支援費制度における施設の指定基準におきましては、空き定員がない場合や医療機関における入院治療が必要な場合等の合理的な理由がない限り、施設は利用の申し込みを拒否できないということ、市町村が行うあっせん・調整等に協力することなどが規定として設けられておりますために、障害の程度が重いという理由で、施設が障害者との利用契約を拒むということはできない仕組みになっております。

県としましては、施設におきまして適切なサービスが提供され、御指摘のような事態が生じないよう指導を行ってまいりたいと考えております。

次に、固定資産税の評価替えに伴う影響についてお答えしたいと思います。

まず、固定資産税が県内の市町村税全体に占める割合につきましては、平成 13 年度決算においては全体の 53%と半分を占めており、市町村税の中心になっております。

また、昨日お答えしたとおり、今般の評価替えに伴う減収が 50 億円から 60 億円程度と見込まれており、現在のところ地方財政対策はその内容が未定でありますけれども、一般的なこととして申し上げますと、市町村にとりましては、この減少する分、より財政運営が厳しくなるわけであり、それを前提とした厳しい財政運営を行っていく必要があるというふうに考えております。

また、来年度以降の市町村財政への対応ということですが、今も申し上げましたように、市町村は厳しい財政運営を求められるというふうに考えるべきでありますので、県といたしましては、今後示される地方財政対策、特に交付税がどういうふうになるか注目していかなければいけないと思っておりますけれども、歳出の見直し、そして歳入の確保について、さらなる適時適切なる助言と情報提供に努めてまいらなければならないというふうに考えているところでございます。

私からは以上であります。

## 【中原義行県民生活・環境部長】

消費生活相談についてお答えいたします。

規制緩和の進展や経済社会のIT化、グローバル化、さらには景気の低迷を背景に、県及び市町村の消費生活センターにおける相談件数は年々増加し、平成 11 年度には 1 万件を超えましたが、この傾向は今年度に入っても続いている状況にあります。

県消費生活センターにおける相談の最近の特徴は、件数といたしましては引き続き 20 代、30 代の相談が半数近くを占めているものの、このところ中高年、高齢者の相談が増加傾向にあり、相談の中身といたしましては、消費者金融、資格取得講座に関する相談が多くなっておりましたが、今年度は若い世代を対象に、使っていない電話情報提供サービス料金の請求に係る相談が急増しております。

次に、相談件数の増加等に対する県の消費者対策についてであります。増加する相談に対応するため県消費生活センターの相談員を昨年度から毎年増員してきましたが、さらに相談時間の延長や土曜・日曜の相談実施などについても今後検討してまいりたいと考えております。

また、多様な相談に的確に対応するため、研修等により相談員の資質の向上や全国の相談事例の迅速な収集にも努めてきているほか、消費者に最も身近な自治体である市町村を支援するため、市町村の職員に対する研修会の実施や迅速な情報提供に努めるとともに、消費者トラブルを未然に防止するため、県民に対して相談情報をホームページなどを活用してタイムリーに、かつ広く提供することなどにより、消費者の保護に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

## 【板屋越麟一教育長】

二巡目国体に向けた県の対応についてお答えいたします。

まず、施設整備に対する基本的な考え方についてであります。財政負担を少なくするため、国体で使用する競技施設は可能な限り既存の体育・スポーツ施設や学校施設等を活用することを前提としておりますが、どうしても競技施設を新たに整備・改修を行う必要がある場合には、国体種目開催市町村の施設を市町村が整備することを原則とし、それによれないものや県施設とすることがふさわしいものについて、県が整備することとしております。

また、国体で使用する施設が県内にないなどの理由で、やむを得ず整備する必要のある施設等が若干ありますが、これらについては必要に応じ、市町村に対する新たな補助制度により整備することも検討してまいりたいと考えております。

次に、新潟スタジアムの国体開催時における利用計画についてであります。秋季大会においては多くの県民の参加を得て、大会機運を盛り上げる、出会いと交流の場とするほか、国体のメイン会場として新潟らしい創意工夫を凝らし、選手・観客・出演者等が一体となった感動的な開・閉会式の会場や陸上競技の会場として使用することとしております。

また、夏季大会においてもサッカー競技場として使用する予定としております。

以上です。

## 【加地隆治警察本部長】

松川議員の一般質問にお答えいたします。

まず、DVに対する対応についてであります。いわゆるDV防止法施行後1年間にDV事案に関する相談等を359件受理いたしております。このうち刑罰法令に抵触する行為につきましては、被害者の意思を踏まえ、検挙等の措置を講ずることとしており、傷害と暴行で17件、保護命令違反で1件を検挙いたしております。

一方、刑罰法令に抵触しない場合や被害者に処罰意思がない場合につきましても、被害者保護の徹底を図るため、自衛措置等対応策の指導・助言、関係機関等の紹介、行為者に対する警告・制止などの措置を講じているところでございます。

また、裁判所からの保護命令の決定通知を25件受理いたしておりますが、これらにつきましては被害者の保護を図るため、緊急時の警察への通報や防犯上の留意事項の指導、状況に応じた警戒の実施など、所要の対応をとっているところでございます。今後とも個々の事案に応じて、被害者の立場に立ったきめ細かな措置を講じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、DVに関する相談窓口への女性職員の配置についてであります。現在、警察本部広報広聴課内のけいさつ相談室に専門の女性警察職員2名を配置いたしているところであります。

各警察署につきましては、相談者の要望や必要に応じて女性警察職員による聴取や立ち会いを行っております。

相談窓口への女性相談員の配置につきましては、女性相談者の心情への配慮や女性からの相談件数の増加という面から、今後とも十分配慮をしてまいりたいというふうに考えております。

また、相談に携わる職員に対する教育についてであります。被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等への理解を深めるため、相談担当者を集めた教育のほか、職務を通じての個別教育などを年間計画に盛り込み、実施いたしているところでございます。

今後さらに充実した教育を行い、被害者の立場に立った適切な対応ができるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。